

「居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福岡県介護保険広域連合指定 第4079200020号)

当事業所はご契約者に対して居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	1
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	2
6. 高齢者虐待の防止について.....	4
7. 苦情の受付について.....	4
8. 情報の公表.....	4
9. 公立中正なケアマネジメントについて.....	5
10. 医療機関との連携について.....	5
11. 訪問介護等の利用割合について.....	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 香春町社会福祉協議会
(2) 法人所在地 福岡県田川郡香春町大字高野727番地
(3) 電話番号 0947-32-4616
(4) 代表者氏名 会長 鈴木良一
(5) 設立年月 平成5年4月26日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護支援事業所・平成12年1月1日指定
福岡県介護保険広域連合4079200020号

(2) 事業所の目的

社会福祉法人香春町社会福祉協議会（以下、本会）が実施する指定居宅介護支援事業（以下、本事業）は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業所、介護保険施設等との連絡調整、その他便宜の提供を行うことを目的とする。

- (3) 事業所の名称 社会福祉法人香春町社会福祉協議会香春町居宅介護支援事業所
(4) 事業所の所在地 福岡県田川郡香春町大字高野727番地
(5) 電話番号 0947-32-4616
(6) 管理者 井上 誠
(7) 当事業所の運営方針

- ① 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ③ 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- ④ 本事業の運営にあたっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関等との連携に努める。

- (8) 開設月日 平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 香春町
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※ただし、国民の休日、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日を除く。
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
サービス提供時間	月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	業 務	人 員
管理者	居宅介護支援事業	1名（常勤1名：介護支援専門員兼務）
介護支援専門員	居宅介護支援事業	2名（常勤2名）

〈主な職員の配置状況〉※介護支援専門員1人当たりの担当者数は、44名以下に定めます。

（令和6年4月1日現在）

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）居宅介護支援サービスの内容

- ① 要介護認定の申請やその他介護保険サービスを利用する際に必要な申請手続の代行。
- ② 心身の状況等を勘案して、必要なサービスを利用できるよう居宅介護サービス計画の作成。
- ③ 当該計画に基づいて、居宅サービス計画が確保されるように、事業者等との連絡調整やその他便宜の提供。

（2）利用料金

- ① 利用料金は介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。
ただし、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険料が支払われない場合があります。その場合、利用者から下記の利用料（1ヶ月）をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。

サービス提供証明書を後日、市町村の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費

- ・要介護1、2・・・・・・・・・・・・・・・・10,860円
- ・要介護3、4、5・・・・・・・・・・・・・・・・14,110円

※ 次の要件に該当した場合、上記に加算されます。

初回加算・・・・・・・・・・・・・・・・3,000円

ア、新規に居宅サービス計画を作成する場合

イ、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合

ウ、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

入院時情報連携加算Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・2,500円

- ・病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合

※ 入院日以前の情報提供を含む。

※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

入院時情報連携加算Ⅱ・・・・・・・・・・・・・・・・2,000円

- ・病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合

※ 営業時間終了後に入院した場合にあって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

退院・退所加算（Ⅰ）イ・・・・・・・・・・4,500円

- ・病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合

退院・退所加算（Ⅰ）ロ・・・・・・・・・・6,000円

- ・病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合

退院・退所加算（Ⅱ）イ・・・・・・・・・・6,000円

- ・病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた場合

退院・退所加算（Ⅱ）ロ・・・・・・・・・・7,500円

- ・病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受け、うち1回以上はカンファレンスの場合

退院・退所加算（Ⅲ）・・・・・・・・・・9,000円

- ・病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受け、うち1回以上はカンファレンスの場合

緊急時等居宅カンファレンス加算・・・・・・・・2,000円

- ・病又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者1人につき1月に2回を限度として加算する。

通院時情報連携加算Ⅰ・・・・・・・・・・500円

- ・利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

② 交通費

通常の事業実施地域以外の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合は次の額を徴収します。

通常の事業実施地域を越えた地点から片道5km未満 100円

通常の事業実施地域を越えた地点から片道5km以上10km未満 200円

通常の事業実施地域を越えた地点から片道10km以上の場合は1km毎に20円の加算

その他の費用の徴収が必要になった場合については、その都度本人等と協議し、同意を得たものに限り徴収します。

※ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書（記名捺印）を受けるとします。

③ 解約料

原則として利用者の直接負担はありませんので、解約料はいただきません。

④ その他

介護記録などのお求めの方は、複写費用等をいただく場合があります。

6. 高齢者虐待の防止について

当事業所は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）に基づき、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者の保護のための施策に協力するように努めます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待に関する責任者 管理者 井上 誠
- ② 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ③ 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村・関係者に通報します。

7. 苦情の受付について

<当事業所は基準に該当しているため、平成24年4月より相談窓口にて相談に対応します。>

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は位階の専用窓口に対応します。

- 苦情受付窓口（担当者） 管理者 井上 誠
- 受付時間 毎週月曜～金曜日 午前8：30～午後5時15分
- 電話 0947-32-4616

(2) 行政機関その他苦情受付機関

香春町役場 保険健康課	所在地〒822-1403 田川郡香春町大字高野994番地 電話番号 32-8401 FAX 32-8415 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
国民健康保険団体連合会	所在地〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7813 FAX 092-642-7857 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
福岡県社会福祉協議会 運営適正委員会	所在地〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7 電話番号 092-584-3310 FAX 092-584-3319 受付時間 火曜日～日曜日 午前9時～午前12時 午後1時～午後5時
福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部	所在地〒825-0016 田川市新町18-7 電話番号 0947-49-1093 FAX 0947-49-1097 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

8. 情報の公表

- (1) 当事業所は希望により、事業計画及び財務内容が閲覧できます。

